

伯耆町教育振興基本計画

(平成23年度～平成32年度)

(見直し)

“子どもの元気”と豊かな心が育つまち



平成30年2月 伯耆町教育委員会

目 次

第1章 計画の概要	2
1 計画の趣旨及び位置づけ	2
2 計画期間および進行管理	2
第2章 伯耆町の現状と課題	3
第3章 基本目標	4
第4章 基本方針	4
■基本方針1 学校教育に関する基本方針	4
■基本方針2 社会教育に関する基本方針	5
第5章 施策方針	5
1 「学校教育に関する基本方針」の施策方針	5
2 「社会教育に関する基本方針」の施策方針	6
第6章 事業展開方針	7
1 学校教育関係事業	7
2 社会教育関係事業	9
3 他部門との連携が想定される事業方針に係る関係部門図	12

第1章 計画の概要

1. 計画の趣旨及び位置づけ

近年の教育をとりまく環境は、科学技術の飛躍的な進歩、情報化の進展や国際化など輝かしい発展がある一方で、少子高齢化、子どもの学ぶ意欲や学力の低下、家庭・地域の教育力の低下や社会における安全・安心の確保など様々な課題も発生しています。

このような環境の変化は、本町にも当てはまるものであり、大小の違いはあるものの同様な課題に直面しています。

国では、こうした課題に取り組むため、平成18年に約60年ぶりに教育基本法の改正が行われました。この改正により、国においては、総合的かつ計画的に教育の振興を推進するための教育振興基本計画を策定することになり、地方公共団体においても、教育振興基本計画を策定するよう努めることとされました。

これまで伯耆町の教育行政は、総合計画、伯耆町が目指す学校教育、生涯学習基本方針、人権施策推進計画、男女共同参画推進計画など、分野別の個々の計画・方針によって取り組んできましたが、この度、教育基本法の目的や理念に基づき、本町においても、教育の振興に関する施策について総合的かつ計画的な推進を図るため、伯耆町教育振興基本計画を策定しました。

そして、本計画は、本町総合計画に連動した個別計画として、伯耆町の教育全般の基本的な方針となるもので、教育振興のための施策を総合的かつ体系的に示すものです。

伯耆町教育委員会では、平成29年3月に第2次伯耆町総合計画の策定が行われたことから、上位計画との整合性を確保するため、これまでの教育施策等の進捗状況を踏まえ、平成29年度に本計画の見直しを行いました。

2. 計画期間及び進行管理

■計画期間

平成23年度から平成32年度まで（10年間）

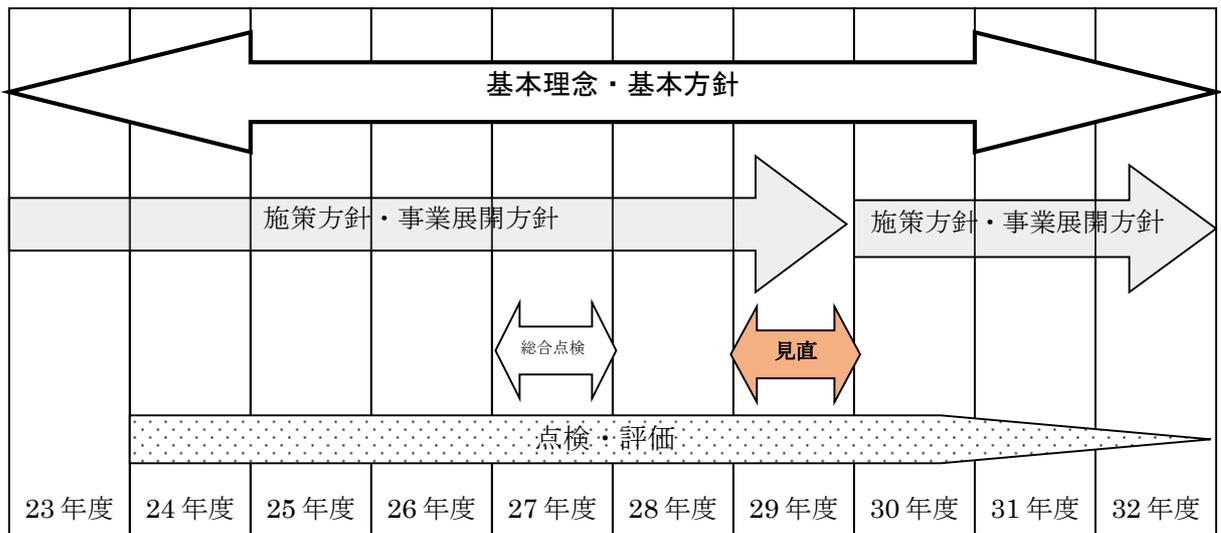
計画のうち、基本理念・基本方針は、今後10年間で伯耆町の教育が目指すべき将来像です。施策方針及び事業展開方針は、基本理念・基本方針を実現するための取り組みの方向性を示すものです。

■進行管理

施策方針及び事業展開方針に基づき実施した取組・事業については、点検・評価を行いつつ、効果的かつ効率的な事業の実施に努めます。

さらに、施策方針及び事業展開方針は、平成27年度に総合的な点検を行い、後期5年間に向けて見直しを行うことになっていますが、第2次伯耆町総合計画策定が、平成29年3月にずれ込んだことから、平成27年度は、前期期間の個別事業における総合点検を行い、今後の展開等を整理しました。その後、上位計画である第2次伯耆町総合計画との整合性を確保するため、これまでの教育施策等の進捗状況を踏まえ、施策方針及び事業展開方針を調整しています。

■計画期間及び進行管理イメージ



第2章 伯耆町の現状と課題

伯耆町は、国立公園大山や一級河川日野川など自然に恵まれた風光明媚な町ですが、近年では過疎化による少子高齢化、それに起因した介護・医療福祉などの社会保障経費の増大など多くの課題を抱えています。特に少子化については、本計画策定時の平成23年度の児童生徒数は878人でしたが、平成27年度には815人となり、住民基本台帳による推計では平成32年度には802人になると予測されます。

本町では、平成20年に学校教育検討会を設置し、少子化に対応しつつ、より良い教育環境を確保するため、今後の学校教育のあり方の検討を進めてきました。平成26年に溝口地域小学校統合の進め方住民検討会、平成27年には溝口地域新しい学校創り準備協議会を設置し、丁寧な議論がなされ、平成28年4月に日光小学校と溝口小学校を統合し、伯耆町立溝口小学校が開校しました。また岸本地域小学校統合の進め方住民検討会では、当面の間、小学校統合は行わないという報告書が提出されました。

本町の教育に関する課題は、このような少子高齢化といった地方で顕著な課題ばかりではなく、近年の高度情報化などにより、子どもたちが様々な情報を手軽に入手できることから、情報の取捨選択や情報モラルといった課題への対応も必要になっています。また、これらの今日的な教育課題は、学校の中だけで解決できる課題ではなく、家庭・地域などとの連携や学校教育と社会教育の連携などが必要になっていることを示しています。

このような、多様化・複雑化しつつある課題に対応していくためには、学校教育や社会教育の課題を明確にしつつ、総合的で体系的な計画の策定と実行が必要になっています。

第3章 基本目標

基本目標「“子どもの元気”と豊かな心が育つまち」は、伯耆町総合計画における町の将来像「森と光が織りなすうるおいのまち」に取り組むための教育関係分野の基本方針であり、教育分野における町づくりの理念となるものです。

この理念を教育振興基本計画の基本目標とし、本計画と総合計画の整合性を図ります。

「“子どもの元気”と豊かな心が育つまち」

住民が元気に輝くためには、ものの豊かさだけでなく、心が豊かに暮らせることが大切であり、心の豊かさは潤いのある人生をおくるための大切な要素です。

このため、学校教育においては、将来を担う子どもたちが、たくましく元気に育ち、豊かな人間性を身につけるよう指導・支援を行います。

また、子どもたちだけではなく、住民においてもそれぞれのライフスタイルに合わせて、地域の自然や歴史文化に学び、新たな発見や挑戦を重ねながら自己実現をめざす「“子どもの元気”と豊かな心が育つまち」を目指します。

第4章 基本方針

基本目標である「“子どもの元気”と豊かな心が育つまち」を目指して取組を進めるに当たり、子どもたちが町の将来を担う人材として、また、社会の一員として広く活躍する人材として育むための学校教育と、住民一人ひとりが健康で生き生きと暮すために、自らが生涯にわたって主体的に学び続けることができる基盤づくりが求められています。

基本方針は、基本目標を達成するための「学校教育」と「社会教育」の各分野における取組の指針・方向性を示すものであり、目標となるものです。

■基本方針1 学校教育に関する基本方針

「社会の一員として自立して生きていく児童生徒の育成」

～確かな学力と人間力の育成～

伯耆町学校教育がめざす「社会の一員として自立して生きていく」とは、目指す人間像として「社会の中で、社会を支えて生きていく人」「生涯にわたって自己実現をめざす自立した人」「健やかで、心豊かに生きていく人」「ふるさとに誇りを持ち、一人ひとりを大切にする人」を育成することにあります。

小学校・中学校は、その基盤づくりを行うための大切な時期です。この時期に、学ぶべきことを単なる知識として知っているのではなく、社会生活に活用できる「確かな学力」、そして、社会に生きる上で必要となる豊かな人間性・社会性、健康・体力などの「人間力」を、児童・生徒が確実に身につけることができるよう育成します。

■基本方針2 社会教育に関する基本方針

「学び続けるための環境づくり」

私たちが、生き生きと暮していくためには、自らが生涯にわたって主体的に学習し、様々な人たちと交流し、お互いに認め合い高め合いながら暮らすことが大切です。

そして、創造性に溢れ、前向きな志向性を持ち、たくましく豊かな心を持つようになった人々の手で、活気あふれる町がつけられていきます。

このような人づくりと町づくりを目指し、社会教育、社会体育、文化活動など、様々な分野に及ぶ住民一人ひとりのニーズに対応できて、生涯にわたって学び続けることができる環境づくりを推進します。

第5章 施策方針

基本方針を実現するための主要な施策を定めたものが、施策方針です。今後、特に重点的に取り組むべき施策を、「学校教育に関する基本方針」と「社会教育に関する基本方針」ごとに示しています。

1. 「学校教育に関する基本方針」の施策方針

(1) 学校・家庭・地域の連携

児童・生徒の学びの場を学校だけに限定するのではなく、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指して、家庭や地域を視野に入れていく必要があります。そのためには、学校・家庭・地域が「目指す人間像」を共有し、協働していくことが求められます。

学校からの積極的な情報発信はもとより、学校・家庭・地域の代表者が顔を合わせて情報交換と熟議を行なうことができる組織の構築、活動の充実に努め、横のつながりを形づくっていきます。それによって、地域全体で子どもたちを育てるという意識を涵養していきます。

(2) 保育所・小学校・中学校の滑らかな接続

現在、「小1プロブレム」や「中1ギャップ」と言われるような接続期の課題が指摘されています。保育所・小学校・中学校と進むことの段差の意義を認めながらも、困難を抱える児童・生徒への対応が求められます。

本町が目指す「保小中一貫教育」とは、「目指す人間像」を保育士・教職員が共有した上で、情報交換を行いながら、児童・生徒の成長を促していくという縦のつながりを志向するものです。児童・生徒の交流、教職員の交流にとどまらず、学習指導、生活指導の両面で、日々の実践が一貫したものとなるよう努めます。

(3) 知・徳・体のバランスのとれた教育の推進

児童・生徒の「自立」を促すためには、知育・徳育・体育をバランスよく組み合わせるために、カリキュラム・マネジメントの視点で教育内容を構成する必要があります。学力と人間力を育成するためには、児童・生徒の現状の確かな見取りを基にして、効果的な指導を行う必要があります。そのために、各種調査を実施、分析するとともに、教職員の指導力が向上するように各種研修を充実させます。

(4) 人にやさしい学校教育環境の整備

すべての人が安全でかつ快適に行動ができるためには、児童・生徒と教職員との関わりだけではなく、それを支援するための仕組み・環境づくりや施設・設備の充実も大切な要素となります。

教育に関するニーズの把握、教員の指導力・使命感の向上や多忙感の解消、安全安心で質の高い教育環境づくりに努め、より充実した学校運営体制の整備を図ります。

2. 「社会教育に関する基本方針」の施策方針

(1) 生涯を通じて学ぶための環境の提供

地域住民が、自己を高めるために生涯を通じて学ぶことができるために、総合的な学習システム、多様なニーズに対応できる学習内容、活動拠点の充実などに取り組めます。住民がそれぞれのライフスタイルに合わせ、いつでも、どこでも学ぶことができ、新たな発見や挑戦を重ねながら自己実現をめざす生涯学習環境を提供します。

(2) スポーツ・レクリエーションで心と体の健康づくりの推進

住民誰もが、スポーツや運動に親しみ・楽しむことができるよう、多様なスポーツとの出会いの場の提供やスポーツを生活の中で身近なものにし、日常的・継続的にスポーツ活動ができる環境整備に努めます。

また、スポーツクラブ等と連携し、ライフステージにあった健康づくりやスポーツ活動の推進を目指します。

(3) 町全体で取り組む青少年の健全育成

現在の社会は、情報の氾濫、経済の停滞、少子高齢化の進行や地域の教育力の低下など、若者達が将来に希望を見出すことが困難な状況にあります。

そのため、青少年の健全育成には、これまで以上に多くの支援や協力が必要とされています。町全体で青少年を育てる環境の整備に取り組めます。

(4) 人権尊重のまちづくりの推進

誰もが、個性や能力を十分に発揮することができる社会をつくるために人権尊重を推進するとともに、同和問題、情報保護、子ども・女性・高齢者・外国人・障がい者・病気にかかった人などの人権について、分野ごとに所管する関係機関等との連携を図りつつ、横断的な取組を行い、人権尊重のまちづくりを推進します。

(5) 芸術文化の振興と豊かな人間性の創造

本町の貴重な文化財、人的資源や地域固有の文化を大切に、一層の文化振興に努めるとともに、次世代に伝承します。

また、住民が、芸術・文化に身近なものとしてふれあい、関心を高めることで、豊かな人間性を創造できるよう支援します。

第6章 事業展開方針

事業展開方針は、施策に基づく具体的な個別事業の方向性・目標を示すものです。

1. 学校教育関係事業

基本方針1 社会の一員として自立して生きていく児童生徒の育成

施策方針(1) 学校・家庭・地域の連携

事業展開方針		
方針	説明	主な取組
① 家庭・PTAとの協働による望ましい生活習慣・学習習慣づくり	<p>学校教育の基盤となるのは家庭教育です。社会状況の変化やライフスタイルの変化により、基盤づくりが十分とはいえない面が見られる現状があります。</p> <p>児童・生徒の望ましい生活習慣、学習習慣を定着させるために、PTA活動とも連携しながら、就学前も視野に入れて、講演会等やパンフレットを活用して各家庭への啓発活動を推進していきます。特に、近年、課題となっているメディアとのつきあい方の啓発に力を入れます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA活動の充実 ・家庭教育講演会・講座(生涯学習室事業連携) ・『家庭教育ハンドブック』の活用促進など
② 地域全体で子どもを育み、地域が学校を支える仕組みの構築	<p>「地域とともにある学校づくり」を掲げて継続した取組を行なってきたことにより、一定の成果がみられるようになりました。本町の児童・生徒の多くが地域とのつながりの中で学んでいるという意識をもっています。</p> <p>平成30年度に全小中学校がコミュニティ・スクールとなることを契機として、伯耆町ネットワーク会議での方向づけ、学校支援地域本部活動による支援をさらに熟成させることで、地域と学校を有機的に結びつけていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・伯耆町ネットワーク会議 ・学校運営協議会(コミュニティ・スクール) ・地域学校協働本部事業(CSディレクターの配置) ・学校土曜授業、社会教育施設土曜事業 ・放課後子ども教室など

施策方針(2) 保育所・小学校・中学校の滑らかな接続

事業展開方針		
方針	説明	主な取組
① 一貫した理念に基づく保育所・小学校・中学校の連携・接続の開発	<p>「保小中一貫教育」を推進することで、学習面と生活面で校種を超えた一貫した指導の効果が期待できます。さらに、本町の「目指す人間像」を具現化することをとおして、児童・生徒の成長を見守る職員の連携体制を形成することも必要です。</p> <p>平成29年から運用を開始した『保小中一貫カリキュラム』の活用を推進し、授業を中心とした合同研修会を充実させていきます。また、保育所職員と小中学校教職員が、児童・生徒の課題について情報交換する機会を確保していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・『保小中一貫カリキュラム』の運用 ・保育所、小学校、中学校の児童・生徒交流活動 ・中学校教員の小学校への乗り入れ授業 ・伯耆町就学支援検討会 ・保育所職員、教職員の情報交換会、合同研修会など

施策方針（3）知・徳・体のバランスのとれた教育の推進

事業展開方針		
方針	説明	主な取組
① 確かな学力と規範意識の向上、豊かな心と健やかな体を育む教育の充実	<p>学校教育において、「確かな学力と人間力の育成」を目指して取組を推進していきます。</p> <p>学力の面では、複数の学力調査の結果を基にして、学校の実態にあった学力向上推進計画を策定し、意欲を引き出す授業づくりと補充学習に取り組むことが必要です。さらに、外国語教育の充実に向けて、ALTの役割も大きくなっていきます。</p> <p>また、人間力の面では、道徳教育や人権教育を充実させるとともに、体力調査や健康診断の結果を基にして、体力向上、健康増進、食育に積極的に取り組むこと、さらには地域社会での体験的かつ課題解決的な学習を進めていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種学力調査の分析に基づく学力向上推進計画の推進 ・夏季等学力補充教室の実施 ・体力・運動能力調査結果に基づく体力向上計画の推進 ・町人権教育研究大会 ・中学校各1名、小学校1名のALT配置 ・栄養教諭等による食育の充実など
② 教職員の指導力の向上のための研修の充実	<p>教育効果を高める上で最も重要なのは、教職員の指導力の向上です。児童・生徒の「主体的・対話的で深い学び」を実現できる指導力が求められています。また、「合理的配慮」を視野においた的確な個々の見取りをする力も必要です。</p> <p>教職員に求められる資質・技能を高めるために、各学校の校内研究会、合同研修会に外部講師を招聘します。また、日常の実践に即応できる研修会を主催していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修への外部指導者招聘 ・町教振研究大会での悉皆研修 ・町教委主催各種研修会の実施など

施策方針（4）人にやさしい学校教育環境の整備

事業展開方針		
方針	説明	主な取組
① 人にやさしい学校教育環境の整備	<p>児童・生徒の育成及び教職員のスキル向上のためには、人にやさしい取組や環境づくりが欠かせません。</p> <p>特に、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や学習機会を提供するため、少人数学級（30人学級編制）の実施や学習支援員等の配置ならびに校務支援システムの活用により、子どもに向き合う時間を確保し、よりきめ細やかな学習指導体制の充実を図ります。</p> <p>また、子どもたちの悩みや課題に的確に対応できる取組を継続し、早期からの教育相談等の支援を展開します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数学級編制の実施 ・学習支援員と学校司書の配置 ・校務支援システムの活用 ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、早期支援コーディネーターの配置など
② 安全安心で質の高い教育を支え	<p>学校教育の充実は、教職員の指導だけでなく学びの場の環境を整備することも大切です。</p> <p>学校施設の耐震化は、平成28年度に完了し、今後</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設・設備の充実 ・スクールガードリーダーの配置

<p>る教育環境の整備</p>	<p>は法に基づき適切に管理するとともに施設・設備の長寿命化に取り組みます。</p> <p>また、スクールガードリーダーの継続配置やスクールバス運行体制の充実、自然災害時における緊急対応時の連携など安全安心を確保し、より充実した教育を受けることができる環境の整備に努めます。</p> <p>さらに、学校給食センターでは、地産地消の推進を行うほか、給食センターの効率的で合理的な運営のため、調理業務を民間委託とします。あわせて施設老朽改修及び設備更新を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールバスの運行体制の充実 ・ICT環境の整備 ・自然災害等緊急時対応方針の共有 ・給食センターにおける調理業務民間委託と管理、施設改修及び設備更新など
------------------------	---	---

2. 社会教育関係事業

基本方針2 学び続けるための環境づくり

施策方針（1）生涯を通じて学ぶための環境の提供

事業展開方針		
方針	説明	主な取組
<p>① 生涯学習の推進</p>	<p>公民館、図書館、文化センターなどは、地域における学びの拠点であり、近年では地域の福祉活動や住民活動の場としても利用されています。</p> <p>いつでも、誰でも気軽に学ぶことができ、集い憩うことができるよう、住民の学習ニーズに応じた学習活動の充実、幅広い世代を対象にした事業の展開や情報発信などソフト面の一層の充実とバリアフリー化などハード面の整備充実を図ります。</p> <p>また、地域の人々や団体と連携しつつ、生涯学習推進体制の整備や地域の活性化に向けた活動の支援に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館改修又は空公共施設の有効活用 ・公民館を核とした住民活動の支援と関係課との連携 ・生涯学習情報の積極的な発信 ・公民館活動のさらなる充実と参加者の増員 ・地域指導者の発掘 ・成人団体の育成など
<p>② 読書活動の推進</p>	<p>図書館の利用促進と読書活動の推進のため、平成28年度に策定した「子ども読書推進計画」を推進するとともに、ブックスタート、ブックセカンド、ブックサード事業、あたまいきいき音読教室等を関係機関と連携して実施します。</p> <p>また、様々な住民に対応した幅広い資料収集、図書整備を行い、町民の読書活動の拡充を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館の利用促進と読書活動の推進 ・ブックスタート、ブックセカンド、ブックサード事業の実施 ・あたまいきいき音読教室の開催など

施策方針（2）スポーツ・レクリエーションで心と体の健康づくりの推進

事業展開方針		
方針	説明	主な取組
<p>① 生活の中にスポーツがある暮らしの支援</p>	<p>住民誰もがスポーツや運動に親しみ・楽しむことができるよう、多様なスポーツとの出会いの場の提供や一人ひとりに応じたスポーツの指導体制の充実など、スポーツを生活の中で身近なものにします。</p> <p>（一社）スマイリースポーツクラブ、フィットネ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児・子どものスポーツ活動の推進 ・ジュニアクラブの活動支援 ・スポーツクラブとの

	ス&スタジオパルとの連携・協力によりライフステージにあわせたスポーツ・レクリエーション活動の推進を目指します。	連携による健康づくりなど
② いつでも気軽にスポーツができる環境の整備	いつでも気軽にスポーツや運動ができるよう、スポーツクラブ等の活動・連携の支援や体育施設の充実など、日常的・継続的にスポーツ活動ができる環境を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ・体育施設の管理及び長寿命化工事の実施 ・ナイター施設の集約改善 ・スポーツ団体等の活動支援など
③ スポーツでつながり広がる交流・連携の推進	スポーツによる交流、スポーツ大会への住民参画や、より高いレベルを目指す選手への支援などを通じて、地域への誇りや一体感を醸成するなど、スポーツによる交流・連携を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ジュニアトライアスロンの開催支援 ・スポーツ交流の充実・支援 ・競技スポーツの支援など

施策方針（3）町全体で取り組む青少年の健全育成

事業展開方針		
方針	説明	主な取組
① 町全体で子どもたちを育む「共育」「見守り」環境の整備	<p>子どもたちを育む地域の教育力の低下が懸念される中で、学校・家庭・地域が連携し、子どもたちを共に育て、共に学びあう「共育」や地域全体で子どもたちを見守る体制づくりが必要とされています。</p> <p>そのため、青少年健全育成のための体制の強化を図るとともに、関係団体への支援や啓発活動の充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「共育」環境づくり ・青少年育成伯耆町民会議等関係団体の活動支援 ・PTA 協議会等との連携強化と活動支援 ・青少年によるボランティア活動の推進 ・地域指導者の発掘と養成など
② 家庭教育の充実	<p>家庭教育は、基本的な生活習慣の確立や自制心、自立心など「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成する場であり、「教育の原点」です。</p> <p>家庭の教育力向上を図るため町関係部局、保護者、関係団体や地区住民等と連携し、子育て中の親同士の仲間づくりや相談体制の充実に努めるとともに、家庭の個別のニーズに応じた支援のあり方について検討し、地域全体で子育てを進める環境づくりに努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・『家庭教育ハンドブック』の活用推進（再掲） ・放課後子ども教室の設置（再掲） ・スクールガードリーダーの配置（再掲） ・学校や関係課と連携した子育て教室等の開催など

施策方針（4）人権尊重のまちづくりの推進

事業展開方針		
方針	説明	主な取組
① 人権教育・人権啓	平成 28 年に、「部落差別解消法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」の 3 法が施行されまし	・明るいまちづくり懇談会の充実等、教育・啓

<p>発の推進</p>	<p>た。あらゆる差別の解消に向けた研修は実施していますが、現実を見ると、実践はまだ不十分な状況にあります。</p> <p>これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえて、平成 29 年 3 月に第 2 次伯耆町人権施策推進計画を策定しました。計画の着実な実行により、すべての人権が尊重されるまちづくりを目指します。</p> <p>また、関係機関と連携して、より充実した人権教育・啓発活動を推進します。</p>	<p>発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育・啓発推進協議会の活動支援 ・相談業務の拡充 ・個別計画に基づく事業の推進 ・文化センター活動の充実など
--------------------	--	--

施策方針（５）芸術文化の振興と豊かな人間性の創造

事業展開方針		
方針	説明	主な取組
<p>① 文化財の保存と活用</p>	<p>本町には、国の重要文化財である「石製鴟尾」を始めとする多くの貴重な文化財や「蛸舞式神事」などの伝統行事が存在します。</p> <p>町民が文化財や伝統行事をとおして、歴史や文化を誇りに思い、有形・無形の文化財を地域で大切に作る気運を醸成します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財調査及び文化財保護 ・文化財教室等の開催 ・郷土学習の支援 ・文化財の保存・展示施設の整備 ・情報発信、周知活動の充実など
<p>② 地域芸術文化の振興</p>	<p>本町では、町立写真美術館、鬼の館や公民館を中心とした文化活動、岸本風神太鼓・鬼面太鼓など様々な文化活動が行われています。</p> <p>これら文化活動の支援、後継者の育成、文化・芸術にふれる機会の提供や町内の芸術家やその活動の周知を行うことで、地域の芸術文化の振興と豊かな人づくりに努めます。</p> <p>また、文化施設の利用促進に向けた事業の改善や施設の維持・修繕など適正な管理・運営に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統行事や地域文化活動の開催等支援 ・文化施設の整備及び利用促進 ・芸術文化活動の発表の場づくり ・町文化振興会などの文化芸術団体及び個人の活動支援と活動の周知など
<p>③ 芸術文化活動を通じた体験・交流の推進</p>	<p>町内で開催される芸術文化に関する事業として、町民音楽祭・町文化展・町内 4 公民館合同発表会があり、企画内容の充実を図るうえで、近隣の市町村と交流を図ることを検討します。</p> <p>沖縄県読谷村との教育交流事業は、参加する児童が交流を通じて町の文化歴史を学べ、郷土のすばらしさを実感する貴重な事業であるため継続的に実施します。</p> <p>また、写真美術館では、小中学校児童生徒、子ども会等を対象としたフォトスクールや講師を迎えてのワークショップ等を継続的に開催し、体験・交流に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・西部圏域の市町村との交流事業の取り組み ・読谷村教育交流事業の実施 ・フォトスクール、ワークショップなど

3. 他部門との密接な連携が想定される事業方針に係る関係部門図

教育の原点でもある家庭教育力の向上	関係事業 ・放課後児童クラブ ・放課後子ども教室 ・子育て相談など	教育委員会事務局
家庭教育の充実		学校
		公民館
		福祉課
		健康対策課
		保育所
一貫した理念に基づく保育所・小学校・中学校の連携・接続の開発	関係事業 ・交流活動 ・情報交換、早期支援 ・合同研修会など	教育委員会事務局
人にやさしい学校教育環境の整備		学校
		福祉課
		保育所
確かな学力と規範意識の向上、豊かな心と健やかな体を育む教育の充実	関係事業 ・人権教育 ・食育、食材提供 ・体験学習など	教育委員会事務局
		学校
		文化センター
		公民館
		給食センター
		産業課
安全安心で質の高い教育を支える教育環境の整備	関係事業 ・スクールバス ・交通安全施設整備など	教育委員会事務局
		企画課
		地域整備課
		分庁総合窓口課
生涯学習の推進、読書活動の推進	関係事業 ・公民館を核とした住民活動支援 ・図書館事業など	教育委員会事務局
		公民館
		企画課
		図書館
		学校
スポーツ・レクリエーションで心と体の健康づくりの推進	関係事業 ・健康事業、スポーツ施設等との連携など	教育委員会事務局
		スポーツ公園
		健康対策課
		福祉課
		企画課
人権教育・人権啓発の推進	関係事業 ・人権教育、啓発 ・職員研修 ・各種相談など	教育委員会事務局
		文化センター
		公民館
		総務課
		住民課
		福祉課



HOUKI

〒689-4201 鳥取県西伯郡伯耆町溝口 647 番地

伯耆町教育委員会事務局

電話 0859-62-0927